

第59回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年6月11日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

栃木県小山市神鳥谷202番地
小山グランドホテル（2階）

目 次

第59回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告	40

証券コード 2664
(発送日) 2026年5月21日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月20日

株 主 各 位

栃木県小山市大字卒島1293番地
株式会社 カワチ薬品
代表取締役社長 河内伸二

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.cawachi.co.jp/ir/ir-outline/>



※上記当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトでもご確認くださいませ。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2664/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「カワチ薬品」または

「コード」に当社証券コード「2664」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使についてのご案内」に記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月11日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 栃木県小山市神鳥谷202番地
小山グランドホテル（2階）
(末尾の会場ご案内をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期(2025年3月16日から2026年3月15日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期(2025年3月16日から2026年3月15日まで)計算書類報告の件
決議事項
＜会社提案（第1号議案及び第2号議案）＞
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
＜株主提案（第3号議案及び第4号議案）＞
 - 第3号議案 取締役2名解任の件
 - 第4号議案 定款一部変更の件（取締役任期の変更）

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた際は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎次回以降の株主総会において、新たに書面で株主総会資料のお受け取りを希望される株主様は、以下のお問い合わせ先までお申し出くださいますようお願い申し上げます。
【電子提供制度及び書面交付請求に関するお問い合わせ先】
三井住友信託銀行 証券代行部 電子提供制度ダイヤル
電話番号：0120-782-031 受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）
 - ◎株主総会の運営に大きな変更が生じた際には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス：<https://www.cawachi.co.jp>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月11日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月10日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月10日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用
議決権行使書
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。
<会社提案>

第1号、第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

<株主提案>

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

■ 議決権行使書用紙の記載例

記載例は、会社提案にすべて賛成・第3号、第4号議案の株主提案に反対の場合のものです。

会社提案	第1号議案	第2号議案	株主提案	第3号議案 <small>(注:候補者番号を記入)</small>	第4号議案
	賛	賛		賛	賛
否	否	否	否	否	否

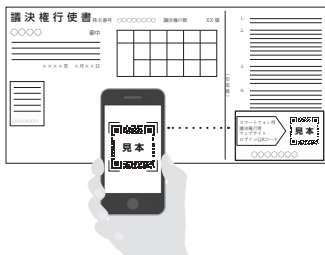
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・**会社提案である第2号議案「定款一部変更の件」と株主提案である第4号議案「定款一部変更の件（取締役任期の変更）」は両立しない（競合・相反する）議案でありますので、両方に賛成されることのないようご注意ください。なお、両方に賛成された場合は、第2号議案と第4号議案への議決権行使は「無効」としてお取り扱いいたします。**

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

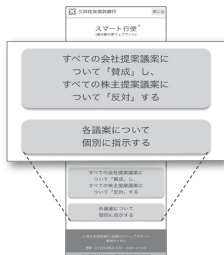
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

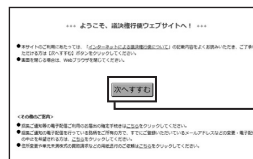
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案及び第2号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を最重要経営課題として位置づけるとともに、将来の事業展開を勘案し、経営基盤の充実・強化による安定した成長を確保するために必要な内部留保を図りながら、累進配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、普通配当80円に記念配当（創業65周年記念）20円を加え100円とさせていただきます。たく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 100円 総額2,233,424,700円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月12日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること及びコーポレート・ガバナンスの強化を目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）につき所要の変更を行うとともに、2025年6月11日開催の第58回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="172 524 727 591">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の任期)</p> <p data-bbox="172 597 727 697">第21条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="240 703 727 840">② 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="405 884 505 914">(新 設)</p> <p data-bbox="405 960 505 990">(新 設)</p>	<p data-bbox="772 524 1336 591">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の任期)</p> <p data-bbox="772 597 1336 697">第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="840 703 1336 840">② 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="768 884 852 914"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="780 920 1180 951"><u>(取締役の任期に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="768 957 1336 1135">第1条 <u>定款第21条の規定にかかわらず、2025年6月11日開催の第58回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2027年6月開催の第60回定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="821 1141 1336 1208">② <u>本条は、前項の期日の経過後これを削除する。</u></p>

＜株主提案（第3号議案及び第4号議案）＞

第3号議案及び第4号議案は、株主様（1名）からのご提案によるものでありますが、当社取締役会は第3号議案及び第4号議案のいずれの議案にも反対いたします。

なお、以下に記載の「議案の要領」及び「提案の理由」は、提案株主様から提出された書面の内容を原文のまま記載しております。

第3号議案 取締役2名解任の件

ア 議案の要領

取締役河内伸二及び取締役渡辺林治を当社の取締役から解任する。

イ 提案の理由

当社にはコーポレートガバナンス及び事業運営に関する以下の重大な懸念があることから、当社の代表取締役社長である河内伸二氏（以下「河内氏」といいます。）及び社外取締役である渡辺林治氏（以下「渡辺氏」といいます。）の解任を提案いたします。

① 長期にわたる業績不振と株価の著しい低迷

河内氏は創業家2代目（娘婿）として2002年に社長に就任しましたが、それ以来当社の業績は長期にわたり低迷しています。

当社のPBR（株価純資産倍率）は、2008年3月期以降18期連続で1倍を下回っており、株価の低迷が深刻かつ慢性的な状況にあります。

ドラッグストア業界は過去10年間で市場規模が約2倍に拡大した成長市場であるにもかかわらず、当社は同業他社を下回るペースでしか売上高を伸ばせておらず、市場シェアは低下を続けています。河内氏は経営において然るべきリスクを取らず漫然と現預金を積み上げ、その額は約424億円（2025年12月時点）に上り、これは足元時価総額の約63%に及びます。その結果、当社のROE（自己資本利益率）は同業他社中央値（11.5%）の3分の1以下にとどまり、資本効率性が著しく低い状態が長期化しています。

このような長年にわたる業績不振と株価の低迷は、約25年にわたり経営トップの地位にある河内氏の在任期間を通じて生じたものであり、河内氏の経営責任は明らかです。これほど深刻な業績不振を招いた河内氏が続投する理由は、創業家出身であるからという縁故主義以外にはおよそ見当たりません。本来であれば河内氏の経営責任は取締役会が問うべきですが、当社の取締役会は創業家への忖度が働いているため機能不全に陥っています。そのため河内氏は株主総会において少数株主から直接経営責任を問われる必要があります。

② 河内氏に対する過大な役員報酬

河内氏に対する取締役報酬は、2017年3月期以降継続して年間1億円を上回っており、直近の2025年3月期における報酬額は合計1億6,400万円に達しています。この報酬水準は、当社よりも規模の大きな同業他社の経営トップの報酬額を上回るものです。

河内氏は、指名・報酬委員会の要請に基づき、取締役会の人数を8名から4名に縮小したことにより自身の業務負担が増加したことを報酬増額の根拠として主張しています。しかし、取締役会の人数の縮小は河内氏に対する監督機能を実質的に失わせる結果を招いており、自らへの監督の弱体化を報酬増額の根拠とすることは、自己本位の説明にほかなりません。従業員と違って経営者は労働の対価ではなく企業価値の向上を源泉として報酬を受け取るべきところ、河内氏のこのような主張は自身の職責を理解していないと言うほかありません。

当社の業績や株価が長期にわたり低迷し、株主価値が毀損され続けている状況において、たとえ業務負担が増加したとしても河内氏は経営者として高額報酬を得るに値しません。それにもかかわらず河内氏に同業他社を大きく上回る水準の報酬が継続して支給されていることは、河内氏が株主の利益よりも自らの利益を優先していることの表れです。

③ 関連当事者取引の適正性に対する疑義

当社と、河内氏の実兄が代表を務める東京都茶卸売株式会社（以下「東京都茶卸売」といいます。）との間では、約16年にわたり、毎年3億円前後の規模で商品の仕入取引が継続して行われています。東京都茶卸売は信用情報に基づくと単体売上規模が7億円前後の会社であり、当社への販売が同社の売上の約4割以上を占めています。

大規模なドラッグストア・チェーンを展開する当社が、比較的小規模な業者である東京都茶卸売から相当額の取引を長期にわたって継続していることは、通常の商慣習に照らして不自然です。河内氏は「高品質のお茶なので仕入れている」と主張していますが、高品質のお茶ならば、カワチ薬品全社の売上増加に応じて取引額が増加して然るべきところ、取引額も約16年にわたり年間3億円で横ばいと不可解さを極めています。

以上に照らして、河内氏には、事業上の合理性なく親族に対して利益を供与する取引を継続させている疑いがあります。

④ 渡辺氏の監督責任の懈怠

渡辺氏は、元機関投資家として豊富な資本市場の知見を有すると見え、また多数の講演・執筆活動を通じてコーポレートガバナンスにも理解があると主張している人物です。

しかし、2016年6月の社外取締役就任から約10年にわたり取締役会に席を置きながら、当社のPBR 1倍割れの常態化及び資本政策の不在を是正できていません。

さらに、指名・報酬委員会の委員長という職責にありながら、上記②に記載した河内氏に対する過大な役員報酬の承認、及び上記③に記載した利益相反の疑いが生じている関連当事者取引の継続についても、渡辺氏はこれを長期にわたって看過してきました。以上より渡辺氏の経歴が名ばかりのものであり、実質は河内社長に忖度しているに過ぎないことは明らかです。社外取締役として当然に問題提起すべき事項を放置してきた事実は、渡辺氏が社外取締役に期待される監督機能を果たしていないことを示しています。

◆ 第3号議案に対する当社取締役会の意見
当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

1. 河内伸二氏について

河内伸二氏は、大型店の開発に携わり、営業部門、管理部門、経営企画部門等、幅広い分野にわたる豊富な経験と実績を有しており、2002年6月の当社の代表取締役社長就任以降も、長年に亘り、一貫して強力なリーダーシップのもと当社グループを牽引し、地域に根付いた安定的な事業継続と事業発展に尽力してまいりました。

当社グループは、『ドラッグストア世界一へ向けて、日々革新し、向上しつづける経営をめざす。』及び『お客様が健康で豊かな暮らしを実現するため、卓越したノウハウを生かした「普段の生活の拠点」を提供し、もって社会に貢献する。』を経営理念とし、主要生活道路沿いに位置し、健康に欠かせない、そして日常生活に欠かせない商品を豊富に取り揃え、低価格で提供し、かつ短時間でショッピングができるという利便性の高い生活密着型ストアを特徴とする、メガ・ドラッグストアを展開しており、通常のドラッグストアとは異なる、地域のインフラ機能を備えた店舗展開を行い、当社グループ独自の戦略を通じて、地域社会に貢献する店舗づくりを推進しております。

また、各社の出店競争に加え、他業種からの参入による競争の激化等、今後も厳しい環境が続くものと予想されているドラッグストア業界において、当社グループの持続的な成長を図っていくためには、当社グループの役職員が一丸となって取り組むことが必要であり、その基盤としての安定的かつ継続的な事業運営が重要であります。そのため、経営の安定性と企業文化の維持も重要な要素であると考えております。

当社グループの事業や企業文化に精通し、また、長年に亘り、当社グループを牽引してきた実績と豊富な知見を有する河内伸二氏は、当社グループの安定的かつ継続的な事業運営に貢献しつつも、当社グループの有する他社とは差別化された強みを活かしながら、持続的かつ中長期的に、当社グループの企業価値及び株主価値を向上させていくための主導的な役割を引き続き果たしていくことが期待できる当社グループにとって必要不可欠な人材であると判断しております。このような当社グループにとって必要不可欠な人材を解任対象とする本議案については、当社グループの事業運営等に大きな混乱を来し、当社の業績等に重大な悪影響を及ぼす可能性があると考えております。

当社のPBR（株価純資産倍率）が1倍を下回った水準で推移していることなどに関しては、当社としても経営課題の一つとして認識し、引き続き、真摯に取り組んでまいりたいと考えておりますが、長年に亘り当社グループを牽引し、当社グループ独自の強みを含め、当社グループの事業や企業文化に精通している河内伸二氏がリーダーシップを発揮しながら取り組んでいくことが、当社グループの持続的な企業価値向上のために必要であり、株主の皆様の利益に資すると判断しております。

なお、提案株主は、本議案の提案理由として、創業家への付度が働いていることにより取締役会が機能不全に陥っているということや、河内伸二氏への過大な役員報酬及び関連当事者取引の適正性の疑義等を挙げておりますが、いずれも河内伸二氏を解任する理由にはなりません。

① 独立性の高い役員構成に基づく適切なガバナンス体制であること

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図る観点から、適正なガバナンス体制の構築に適切に取り組んでおり、当社の役員は、取締役4名（そのうち半数である2名が独立役員である社外取締役）及び監査役4名（そのうち過半数の3名が独立役員である社外監査役）により構成され、独立役員である社外役員が過半数を占める独立性の高い役員体制となっております。取締役会においては、独立役員である社外役員による積極的な意見を交えながら、当社グループの企業価値向上及び株主の利益の観点から活発な議論が行われており、創業家への付度による機能不全に陥っているといった事実は全くありません。

加えて、当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。各委員会は、独立社外取締役が委員長を務めながら、取締役等の選解任や報酬の透明性・客観性を確保するための適切な体制としており、指名委員会では取締役選任議案の原案決定やサクセッションプラン等に関する事項等について、また、報酬委員会では業績連動報酬の審議を含めた役員報酬案に関する事項等について、独立役員である社外取締役を中心に、各委員による活発な議論が行われております（なお、現在の指名委員会及び報酬委員会は、独立役員である社外取締役が過半数を占める構成となっており、その実効性をより高めることができる体制となっております。）。

② 取締役の報酬等について、適切な検討が行われていること

河内伸二氏を含む取締役の報酬等については、報酬委員会において、独立役員である社外取締役である委員を中心として、事業年度ごとに、業績や目標指標の達成状況及びガバナンスの実施状況等を適切に検証しながら、業績連動報酬に関する審議を含め、取締役の報酬等の妥当性について検討を行っております。その上で、報酬委員会において、取締役報酬案を作成し、取締役会で決定をしております。

このように、河内伸二氏の取締役の報酬等についても、独立役員である社外取締役を中心とした報酬委員会における検証をはじめ、適切なプロセスを経た上で決定しており、当社としては、取締役の報酬等は適切な報酬額であると考えております。なお、取締役の報酬等については、当社グループの企業価値及び株主価値の向上のための貢献意欲を適切に高める観点から、報酬設計について適宜見直しの検討を行っており、引き続き、適宜適切に検討を行ってまいります。

③ 関連当事者取引の合理性に関して、適切な検討が行われていること

当社は、会社の企業価値や株主共同の利益を害することを防ぐため、半年毎に当社グループ全役員に対して関連当事者間の取引の有無や重要性を確認し、重要な事実がある場合は、取締役会に報告することとし、開示対象となる取引については適切に開示をしております。また、取引を行う場合には、取引の重要性等に応じた適切な調査を実施した上で、独立社外役員を交え十分に審議を行い決定し、定期的な監査において、確認書に基づき取引の有無やその手続きが機能しているか確認を行うとともに、取引実態の定期的な調査を行うことにより継続的な監視を行っております。東京都茶卸売株式会社からの商品の仕入取引に関しても、同様の観点から適切な確認、検討及び監視を行うプロセスに則って判断を行っており、その判断に際しては、取引の合理性についても適切に検討を行っております。したがって、同社との取引は、事業上、合理性の認められるものとして行っており、同社を他の取引先に比して格別に優遇しているという事実は一切なく、河内伸二氏の親族に対して事業上の合理性なく利益を供与するような取引ではありません。

2. 渡辺林治氏について

渡辺林治氏は、博士（商学）を取得され、特に小売業の経営学に関する専門的知識を有することに加え、機関投資家としての豊富な経験を有する現役の経営者でもありま

す。また、渡辺林治氏は、当社社外取締役への就任以降、当社の業績や財務状況、経営戦略（出店戦略や投資方針、株主資本コストを意識した経営、人的資本経営や株主還元の見え方等を含みます。）などの幅広い項目について、専門的かつ客観的立場からの経営の監督と株主視点による助言を適切に行っており、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に尽力しております。

特に、2021年1月以降は、当社の指名委員会及び報酬委員会の委員長として、取締役等の選解任や報酬の透明性・客観性を確保する上で活発な議論を牽引するなど、重要な役割を果たしております。

渡辺林治氏は、持続的かつ中長期的に、当社の企業価値及び株主価値を向上させていくために必要不可欠な人材であり、引き続きその能力と専門的な知見を活かしていただくことが、株主の皆様の利益に資すると判断しております。

第4号議案 定款一部変更の件（取締役任期の変更）

ア 議案の要領

定款第21条（取締役の任期）を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

変更前	変更後
<p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、<u>選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、<u>選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

（下線は変更部分を示す）

イ 提案の理由

当社の取締役の任期を現行の2年から1年に短縮し、株主が毎年取締役の適否を判断できる体制を構築するため、本定款変更を提案いたします。

国内上場企業において取締役の任期を1年とすることはすでに一般的であり、任期を2年とする当社の現行制度は、コーポレートガバナンスの潮流に照らして遅れをとっています。これは株主総会の評価に晒されたくないという河内氏の保身によるものと目されます。任期が2年のままでは、業績が低迷した際や経営環境が急変した際にも、株主が取締役の適否をタイムリーに判断する機会が制限されます。毎年の取締役選任を通じて経営陣の緊張感と株主に対する説明責任を確保することは、当社のガバナンス強化にとって不可欠です。

◆ 第4号議案に対する当社取締役会の意見
当社取締役会は、本議案に反対いたします。

◆ 反対の理由

当社においては、取締役において中長期的な視点で各種施策に取り組むことを期待しており、この点も踏まえ、取締役の任期を2年としてまいりましたが、これは当社の運営体制として合理的な選択肢の1つであると考えております。

他方で、昨今のコーポレート・ガバナンス強化に向けた各社の取組み状況等も踏まえ、今般、第2号議案「定款一部変更の件」のとおり、会社提案として、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること及びコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮する定款変更を行う議案を提出させていただく予定です。なお、会社提案である第2号議案「定款一部変更の件」では、2025年6月11日開催の第58回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にさせていただいております。

本議案は、取締役の任期を1年とする点では、会社提案と方向性を一にするものの、現在の取締役の任期に関する経過措置を規定する附則条項を新設しない点において、当社が意図している新たな経営体制の運用に則しないものとなっており、適切でないと考えております。

以上

事業報告

(2025年3月16日から
2026年3月15日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資や雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調となったものの、地政学リスクや為替変動の影響等により、先行き不透明なまま推移いたしました。

個人消費につきましては、雇用・所得環境の改善等を背景に持ち直しの動きは見られたものの、物価上昇基調は続いており、生活防衛としての節約志向は一段と高まりを見せる一方、健康や美容等のQOL向上に関する消費については堅調に推移いたしました。

当社グループが属するドラッグストア業界におきましては、競合各社の出店増に加え、各種商材の値上げによる買い控え等に対し、小売各社による需要喚起策が図られる等、業態の垣根を超えた戦いは一層激しさを増しており、厳しい環境が続いております。

このような中、当社グループにおきましては、専門性強化策として予防医療の観点から健康食品等の商品拡充を図ったことに加え、相次ぐ値上げに対し販売価格の見直しや65周年キャンペーンを始めとした各種キャンペーンを実施する等、販売促進に注力した他、在庫の適正化に努めてまいりました。

新規出店につきましては、既存地区である、栃木県に3店舗、宮城県、福島県、茨城県に各1店舗、計6店舗を出店し、調剤薬局を栃木県に2件、宮城県、茨城県に各1件、計4件併設いたしました。

これにより当社グループの店舗数は、計386店舗（内、調剤併設160店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,844億92百万円（前期比1.2%減）、営業利益は67億79百万円（前期比9.1%減）、経常利益は78億97百万円（前期比5.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失を計上したこと等により、32億円（前期比34.5%減）となりました。

なお、当社グループの部門別の売上高は次のとおりです。

部門	前連結会計年度 (2025年3月期)		当連結会計年度 (2026年3月期)		前連結会計 年度比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
医薬品	52,189	18.2	51,418	18.1	98.5
化粧品	23,204	8.1	23,279	8.2	100.3
雑貨	79,368	27.7	77,413	27.3	97.5
一般食品	132,119	46.0	131,444	46.4	99.5
計	286,881	100.0	283,555	100.0	98.8

(注) 上記金額には、不動産賃貸収入は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、45億16百万円であります。その主なものは、新規出店6店舗によるものであります。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (2023年 3 月期)	第 57 期 (2024年 3 月期)	第 58 期 (2025年 3 月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	281,871	285,960	287,816	284,492
経 常 利 益 (百万円)	7,672	8,609	8,340	7,897
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	4,177	4,713	4,884	3,200
1 株当たり当期純利益 (円)	187.06	211.03	218.72	143.30
総 資 産 (百万円)	194,496	196,119	199,601	199,614
純 資 産 (百万円)	107,725	111,295	114,410	115,928
1 株当たり純資産額 (円)	4,818.93	4,980.82	5,120.32	5,188.27

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (2023年 3 月期)	第 57 期 (2024年 3 月期)	第 58 期 (2025年 3 月期)	第 59 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	266,317	270,825	273,604	271,215
経 常 利 益 (百万円)	7,658	8,517	8,416	8,068
当 期 純 利 益 (百万円)	4,253	4,709	5,038	3,485
1 株当たり当期純利益 (円)	190.45	210.89	225.60	156.06
総 資 産 (百万円)	190,828	192,542	196,087	195,848
純 資 産 (百万円)	108,442	112,008	115,277	117,080
1 株当たり純資産額 (円)	4,851.01	5,012.76	5,159.14	5,239.85

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社横浜ファーマシー	819百万円	100%	医薬品、化粧品、日用雑貨、一般食品の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループにおいて、IT活用による全体効率化が喫緊の課題であると考えており、速やかな導入と改善に努めてまいり所存であります。また、店舗出店が進む中、店長となるべき人材や各種専門家の育成が重要であると考えており、次代を担う人材の育成を図るべく教育カリキュラムの改善・実践に努めてまいり所存であります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月15日現在)

当社グループは、主に医薬品、化粧品、雑貨、一般食品を販売しております。

(6) 主要な事業所 (2026年3月15日現在)

当 社	本 社	栃木県小山市
	店 舗 合 計 3 4 9 店 舗 うち調剤薬局併設型160店舗	岩手県 宮城県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
株式会社横浜 ファーマシー	本 社	青森県弘前市
	店 舗 合 計 3 7 店 舗	青森県 岩手県 秋田県

(7) 従業員の状況 (2026年3月15日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
全社	2,750 (4,245) 名	17名増 (40名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、特定のセグメントに区分できないため、全従業員数を全社として記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,564 (4,003) 名	34名増 (59名増)	37.0歳	13.8年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月15日現在)

借入先	借入額
株式会社栃木銀行	6,905
株式会社足利銀行	4,304
株式会社三井住友銀行	2,025
株式会社常陽銀行	1,701
三井住友信託銀行株式会社	400

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月15日現在)

- ① 発行可能株式総数 52,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,583,420株 (自己株式2,249,173株を含む)
- ③ 株主数 47,553名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
公 益 財 団 法 人 河 内 奨 学 財 団	2,600 ^{千株}	11.64 [%]
河 内 伸 二	2,438	10.92
河 内 一 真	2,287	10.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,571	7.04
河 内 博 子	1,330	5.96
河 内 タ カ	708	3.17
カ ワ チ 薬 品 従 業 員 持 株 会	326	1.46
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	300	1.35
P E R S H I N G - D I V . O F D L J S E C S . C O R P .	283	1.27
J A P A N A B S O L U T E V A L U E F U N D	247	1.11

- (注) 1. 当社は自己株式を2,249,173株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第7回新株予約権		第9回新株予約権	
発 行 決 議 日	2018年5月16日		2021年3月25日	
新 株 予 約 権 の 数	190個		352個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 19,000株 (新株予約権1個につき100株)		普通株式 35,200株 (新株予約権1個につき100株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。		1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。	
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2018年6月1日～ 2048年5月31日		2021年4月10日～ 2051年4月9日	
行 使 の 条 件	(注)		(注)	
役員保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 2人 新株予約権の数 76個 目的となる株式数 7,600株	保有者数 2人 新株予約権の数 176個 目的となる株式数 17,600株	

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
2. 上記1は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月15日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	河 内 伸 二	
取 締 役	大久保 勝 之	店舗開発部長 株式会社横浜ファーマシー代表取締役社長
取 締 役	渡 辺 林 治	リンジーアドバイス株式会社代表取締役社長 東京大学大学院医学系研究科特任講師 関西学院大学 SDGs経営論 講師
取 締 役	江 藤 美 帆	株式会社コアゾーン代表取締役 株式会社南葛SC経営企画室室長 株式会社マイナビ社外取締役
常 勤 監 査 役	田 村 好 夫	
監 査 役	澤 田 雄 二	宇都宮中央法律事務所所長 株式会社ナカニシ社外監査役 栃本信用金庫非常勤理事
監 査 役	岡 安 俊 幸	株式会社横浜ファーマシー監査役 岡安俊幸税理士事務所所長 株式会社ニッパン・エンジニアリング監査役
監 査 役	大 谷 剛	一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会代表理事

- (注) 1. 取締役渡辺林治氏及び取締役江藤美帆氏は、社外取締役であります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役澤田雄二氏、監査役岡安俊幸氏及び監査役大谷剛氏は、社外監査役であります。なお、当社は、3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役岡安俊幸氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、会計監査人、会計参与及び子会社役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、当社の役員の報酬決定に関する方針について、当社の持続的成長への貢献度を考慮した単年度及び中期目標の達成状況により決定することとしております。報酬の構成としては、基本報酬と業績連動報酬（賞与及び中長期的インセンティブとしてのストックオプション）になります。社外取締役については、役割・責務の特性から固定報酬としております。報酬委員会においては、取締役会で決議する議案の審議・決定を行い、取締役会ではその審議結果を踏まえ決議されております。

なお、当社では2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

監査役の報酬については、分担した業務の難易度及び取締役の報酬とのバランス等を勘案し、株主総会で承認された報酬限度額内で、監査役の協議により決定しております。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬については、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬となるよう、各取締役の役割・責務、当社の業績等を勘案し決定するものとし、毎月支給しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬については、連結業績予想に対する達成率（業績目標達成率）に基づき、算出された額を賞与として毎年支給しております。なお、業績連動報酬に係る主たる目標指標は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）となります。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬については、取締役（社外取締役を除く）の中長期的な企業価値向上及び株価上昇への貢献意欲を高めるため、ストックオプション（新株予約権）を定時株主総会で承認された範囲内で付与することがあります。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を70%、業績連動報酬（非金銭報酬も含む）を30%としております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			金銭報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	167 (21)	167 (21)	— (—)	— (—)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	38 (24)	38 (24)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	205 (45)	205 (45)	— (—)	— (—)	8 (5)

(注) 1. 業績連動報酬の指標として業績目標達成率を採用する理由は、当社グループ全体の成長性と収益性を総合的に判断することが重要であると考えているためであります。

2025年4月24日に連結業績の予想として開示いたしました目標値は、連結売上高2,920億円、連結営業利益78億円、連結経常利益87億円、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）49億円であります。その実績値は、連結売上高2,844億円、連結営業利益67億円、連結経常利益78億円、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）32億円となりました。

2. 非金銭報酬等の内容は当社のストックオプション（新株予約権）であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役の金銭報酬の額は、1997年6月13日開催の第30回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額4億円以内として決議されております（使用人兼務取締役の使用人分は含まない）。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

また、金銭報酬とは別枠で2017年6月13日開催の第50回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、上記取締役の報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額80百万円以内と決議されております。

当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。

4. 監査役の金銭報酬の額は、1997年6月13日開催の第30回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

5. 取締役の報酬の具体的決定にあたっては、独立社外取締役2名及び社内取締役1名で構成され、かつ独立社外取締役が委員長を務める任意の報酬委員会において、業績や目標指標の達成度合及びガバナンスの実施状況等を検証の上、取締役報酬案を作成し、これを受けて取締役会は株主総会で承認された報酬限度額内で決定しております。なお、取締役会は当事業年度の取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に基づき、報酬委員会の審議を経た上で決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役渡辺林治氏は、リンジードバイス株式会社の代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。また、同氏は東京大学大学院医学系研究科の特任講師であります。当社と同学との間には、特別な関係はありません。また、同氏は関西学院大学のSDGs経営論の講師であります。当社と同学との間には特別な関係はありません。

取締役江藤美帆氏は、株式会社コアゾーンの代表取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。また、株式会社南葛S Cの経営企画室室長であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社マイナビの社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

監査役澤田雄二氏は、宇都宮中央法律事務所の所長であります。当社は、同法律事務所所属の同氏以外の弁護士と当社の間において法律顧問業務等の委託取引がありますが、その取引金額は、当社の当期連結売上高の0.01%未満であり、僅少であります。また、同氏は株式会社ナカニシの社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。また、同氏は栃木信用金庫の非常勤理事であります。当社と栃木信用金庫の間には特別な関係はありません。

監査役岡安俊幸氏は、株式会社横浜ファーマシーの監査役であります。株式会社横浜ファーマシーは、当社100%出資の子会社です。また、同氏は岡安俊幸税理士事務所の所長であります。当社と同税理士事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社ニッパン・エンジニアリングの監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

監査役大谷剛氏は、一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会の代表理事であります。当社と同法人との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	渡 辺 林 治	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験から、議案、審議等について、必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名委員会、報酬委員会の委員長として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与されております。
取 締 役	江 藤 美 帆	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、IT業界及びマーケティング業界における会社経営等の経験から、議案、審議等について、必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名委員会、報酬委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与されております。
監 査 役	澤 田 雄 二	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会14回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案、審議等について、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	岡 安 俊 幸	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、議案、審議等について、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	大 谷 剛	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、内部統制、ガバナンス分野における豊富な経験から、議案、審議等について、必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、取締役は公正で高い倫理観に基づき行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。
ロ. 取締役会は取締役から職務に関する報告を受け、その執行状況を監督する。
ハ. 取締役、内部監査人、外部弁護士を委員とし、監査役をオブザーバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の運用状況を監督する。
ニ. 社内から独立された弁護士を通報先とする公益通報制度に基づき、通報者の保護を徹底する。
- ② 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 企業集団としての経営効率化を図るため、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営・業務を監視・監督する。
ロ. 当社及び子会社において、原則月1回の取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督を行う。
ハ. 当社の役員が子会社の取締役として子会社の取締役会に出席し、職務の執行状況を監督する。なお、子会社の取締役会の議事は、関係会社管理規程に基づき、当社に報告される。
ニ. 当社及び子会社の監査役は、取締役会等の重要な会議に出席する他、稟議書等の重要な書類を閲覧し、取締役の意思決定及び職務の執行状況を監視・監査する。
ホ. 当社の内部監査部門は当社及び子会社の業務監査を実施する。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令並びに文書管理規程に基づき、文書等の保存及び管理を行う。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. コンプライアンス及び内部統制に関する体制の整備状況、監査結果やリスク情報等の報告を受け、リスク管理体制の整備を監督する。
ロ. 不測の事態が発生した場合は、「緊急事態対応マニュアル」に基づき、迅速且つ適切な対応に努め、損害を最小限に抑える。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会では決議すべき事項を定める他、経営会議等の各種会議体に権限を委譲し、審議・決定を実施すること等により、意思決定の迅速化を図るとともに、効果的且つ効率的な運営となるよう、その執行状況を監督する。
- ⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 従業員に対して企業理念や行動規範を記載した行動準則や行動指針を配布し、その周知を図る。
ロ. 組織規程、業務分掌規程等により、各部署及び役職者の職務の範囲や権限を定め、適切な職務執行を図る。
ハ. 内部監査部門が内部監査規程に基づき、各部署の業務執行状況を監査する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の求めに応じ、適宜職務を補助するスタッフを選任し従事させる。
- ⑧ 監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助するスタッフは、取締役と監査役が協議し、監査役が選任する。またそのスタッフの人事考課については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ⑨ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助するスタッフが、他部署を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先して従事するものとする。
- ⑩ 監査役への報告に関する体制
イ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い、直ちに監査役会に報告しなければならない。
ロ. 監査役は、取締役会その他コンプライアンス委員会等重要な会議に出席、並びにヒアリング及び往査にて取締役及び従業員から報告を得る。
ハ. 会議に出席しない監査役は、出席した監査役、取締役もしくは従業員から報告を受ける。
ニ. 子会社の監査役は当社の監査役との定期的な意見交換会に出席し、子会社の取締役会等重要な会議や監査結果から得られた情報を当社の監査役に報告する。
ホ. 当社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果等を監査役に報告する。
- ⑪ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、監査役へ報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役と監査役は、定期的な会合をもち、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

ロ. 監査役会は、内部監査部門と定期的に情報交換をし、また、会計監査人とは適宜情報交換を行い、効率的な監査に努める。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携を図り、利益供与は絶対に行わない。

⑮ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するために内部統制部門を設置し、内部監査部門と協調しながら内部統制システムの構築・運用の推進を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の「業務の適正を確保するための体制」に基づき、その適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

当社及び子会社において取締役会を定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役から職務に関する報告を受け、その執行状況を確認しました。

② コンプライアンスに関する取組み

イ. 当社において、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス違反の防止に関して協議を行いました。

ロ. 公益通報制度の通報先では、通報者保護を最優先としつつ運用されていることを確認しました。

ハ. 内部監査部門は当社及び子会社の業務執行状況を監査しました。

③ 企業集団における業務の適正の確保

イ. 子会社の取締役会の議事が定期的に報告され、適正に業務執行及びその監督が行われていることを確認しました。

ロ. 当社の役職員が子会社の取締役会に取締役及び監査役として出席しました。

④ リスクマネジメント

リスク軽減のため緊急事態対応に関するマニュアルの整備をさらに進め、社内周知を図りました。

⑤ 監査役の監査体制

イ. 監査役は、取締役会やコンプライアンス委員会等重要な会議に出席した他、稟議書等の重要な書類を閲覧し、取締役の意思決定及び職務の執行状況を確認しました。

ロ. 監査役は監査役会を定期的開催し、内部監査部門及び子会社の監査役から報告を受け、意見交換等を行いました。

ハ. 代表取締役と監査役は、定期的な会合を実施し、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要課題等について意見交換を行いました。

ニ. 監査役と会計監査人は、定期的な情報交換を行いました。

⑥ 財務報告の信頼性の確保

内部統制部門は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、子会社を含めて評価範囲を見直しました。内部監査部門は新たに追加された評価対象を含め、監査結果に基づき評価を実施しました。

連結貸借対照表

(2026年3月15日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	93,318	流動負債	60,413
現金及び預金	38,112	買掛金	41,874
売掛金	15,833	1年内返済予定長期借入金	5,706
商品	34,545	未払法人税等	1,352
貯蔵品	32	賞与引当金	1,280
その他	4,794	契約負債	2,424
		店舗閉鎖損失引当金	12
固定資産	106,296	資産除去債務	164
有形固定資産	89,724	その他	7,599
建物及び構築物	36,479	固定負債	23,272
土地	49,638	長期借入金	10,408
建設仮勘定	235	退職給付に係る負債	8,547
その他	3,370	資産除去債務	3,442
無形固定資産	4,935	その他	873
その他	4,935	負債合計	83,686
投資その他の資産	11,636	(純資産の部)	
投資有価証券	306	株主資本	115,720
敷金及び保証金	6,932	資本金	13,001
繰延税金資産	4,036	資本剰余金	14,902
その他	360	利益剰余金	92,178
資産合計	199,614	自己株式	△4,363
		その他の包括利益累計額	155
		その他有価証券評価差額金	155
		新株予約権	52
		純資産合計	115,928
		負債純資産合計	199,614

連結損益計算書

(2025年3月16日から
2026年3月15日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	284,492
売上原価	219,174
売上総利益	65,318
販売費及び一般管理費	58,538
営業利益	6,779
営業外収入	
受取利息	23
受取配当金	5
受取手数料	201
太陽光売電収入	785
その他	182
営業外費用	403
支払利息	70
支払手数料	125
減価償却費	55
固定資産圧縮損	56
寄附金の他	52
その他	122
経常利益	483
特別利益	7,897
固定資産売却益	0
特別損失	
固定資産除却損	114
減損損失	2,117
店舗閉鎖損	41
店舗閉鎖損失引当金繰入額	19
その他	32
税金等調整前当期純利益	2,326
法人税、住民税及び事業税	5,572
法人税等調整額	2,108
当期純利益	263
親会社株主に帰属する当期純利益	3,200
	3,200

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月16日から
2026年3月15日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年3月16日残高	13,001	14,902	90,765	△4,363	114,306
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,786		△1,786
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,200		3,200
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,413	-	1,413
2026年3月15日残高	13,001	14,902	92,178	△4,363	115,720

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
2025年3月16日残高	51	51	52	114,410
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,786
親会社株主に帰属する 当期純利益				3,200
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	103	103	-	103
連結会計年度中の変動額合計	103	103	-	1,517
2026年3月15日残高	155	155	52	115,928

貸借対照表

(2026年3月15日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	89,610	流動負債	57,391
現金及び預金	36,699	買掛金	40,217
売掛金	15,609	1年内返済予定長期借入金	5,118
商貯蔵品	32,610	未払金	4,000
前払費用	29	未払費用	2,333
未収入金	428	未払法人税等	1,338
その他の	3,955	未払消費税等	564
	278	賞与引当金	1,228
固定資産	106,237	契約負債	2,021
有形固定資産	86,117	店舗閉鎖損失引当金	12
建物	32,732	資産除去債務	164
構築物	2,731	その他の	391
機械及び装置	555	固定負債	21,376
車両運搬具	0	長期借入金	8,667
器具備品	2,644	退職給付引当金	8,547
土地	47,218	資産除去債務	3,298
建設仮勘定	235	その他の	861
無形固定資産	4,770	負債合計	78,767
借地権	3,951	(純資産の部)	
ソフトウェア	767	株主資本	116,872
電話加入権	41	資本金	13,001
その他の	9	資本剰余金	14,902
投資その他の資産	15,349	資本準備金	14,882
投資有価証券	296	その他の資本剰余金	20
関係会社株式	4,025	利益剰余金	93,330
出資金	22	利益準備金	1,158
長期前払費用	307	その他利益剰余金	92,172
長期貸付金	5	別途積立金	57,700
敷金及び保証金	6,751	圧縮積立金	103
繰延税金資産	3,926	繰越利益剰余金	34,368
その他の	13	自己株式	△4,363
		評価・換算差額等	155
資産合計	195,848	その他有価証券評価差額金	155
		新株予約権	52
		純資産合計	117,080
		負債純資産合計	195,848

損益計算書

(2025年3月16日から
2026年3月15日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	271,215
売上原価	208,724
売上総利益	62,491
販売費及び一般管理費	55,480
営業利益	7,011
営業外収益	
受取利息	22
受取配当金	5
協賛金収入	199
受取手数料	741
太陽光売電収入	182
その他	355
営業外費用	
支払利息	63
支払手数料	125
減価償却費	55
固定資産圧縮損	56
寄附金の他	52
その他	97
経常利益	450
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
固定資産除却損	113
減損損失	2,059
店舗閉鎖損	41
店舗閉鎖損失引当金繰入額	19
その他	16
税引前当期純利益	2,251
法人税、住民税及び事業税	5,817
法人税等調整額	2,104
当期純利益	227
	3,485

株主資本等変動計算書

(2025年3月16日から
2026年3月15日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益 準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計		別 途 積立金	圧縮 積立金	繰越利益 剰余金				
2025年3月16日残高	13,001	14,882	20	14,902	1,158	57,700	105	32,667	91,632	△4,363	115,173	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当								△1,786	△1,786		△1,786	
圧縮積立金の取崩							△2	2	－		－	
当期純利益								3,485	3,485		3,485	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△2	1,701	1,698	－	1,698	
2026年3月15日残高	13,001	14,882	20	14,902	1,158	57,700	103	34,368	93,330	△4,363	116,872	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
2025年3月16日残高		51	51	52	115,277
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,786
圧縮積立金の取崩					－
当期純利益					3,485
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		103	103	－	103
事業年度中の変動額合計		103	103	－	1,802
2026年3月15日残高		155	155	52	117,080

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月28日

株式会社カワチ薬品
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中里	直記
指定社員 業務執行社員	公認会計士	池田	宏章

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カワチ薬品の2025年3月16日から2026年3月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワチ薬品及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月28日

株式会社カワチ薬品
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中里	直記
指定社員 業務執行社員	公認会計士	池田	宏章

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カワチ薬品の2025年3月16日から2026年3月15日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月16日から2026年3月15日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月30日

株 式 会 社	カ	ワ	チ	薬	品	監	査	役	会
	常	勤	監	査	役	田	村	好	夫 ⑩
	社	外	監	査	役	澤	田	雄	二 ⑩
	社	外	監	査	役	岡	安	俊	幸 ⑩
	社	外	監	査	役	大	谷	剛	⑩

以 上

株主総会会場ご案内

会場 栃木県小山市神鳥谷202番地
小山グランドホテル（2階）
TEL 0285-24-5111（代表）



- 交通
- 電車をご利用の場合
JR小山駅よりタクシーで約5分
 - お車をご利用の場合
佐野藤岡ICより約25分

◎車いすでのご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、スタッフがご案内いたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

